

農林漁業用建築物

大網白里市都市整備課
令和4年4月1日

都市計画法 第34条第4号

農業、林業若しくは漁業の用に供する建築物で第29条第1項第2号の政令で定める建築物以外のものの建築又は市街化調整区域内において生産される農産物、林産物若しくは水産物の処理、貯蔵若しくは加工に必要な建築物若しくは第一種特性工作物の建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為

都市計画法施行令 第20条第1号～第5号

法第29条第1項第2号及び第2項第1号の政令で定める建築物は次に掲げるものとする。

- 1 畜舎、蚕室、温室、育種苗施設、家畜人工授精施設、孵卵育雛施設、搾乳施設、集乳施設その他これらに類する農産物、林産物又は水産物の生産又は集荷の用に供する建築物
- 2 堆肥舎、サイロ、種苗貯蔵施設、農機具等収納施設その他これらに類する農業、林業又は漁業の生産資材の貯蔵又は保管の用に供する建築物
- 3 家畜診療の用に供する建築物
- 4 用排水機、取水施設等農用地の保全若しくは利用上必要な施設の管理の用に供する建築物又は索道の用に供する建築物
- 5 前各号に掲げるもののほか、建築面積が90平方メートル以内の建築物

政令第20条第1号から第5号までの建築物（法第29条第1項第2号の規定により、開発許可制度の適用除外とされたもの）以外の農林漁業用建築物が該当します。

農林水産物の処理、貯蔵若しくは加工に必要な建築物

当該市街化調整区域内における生産物を主として対象とする次に掲げる業種、又は、その他の農林水産物の処理、加工の用に供する目的で行う開発行為が該当する。

畜産食料品製造業、水産食料品製造業、野菜かん詰・果実かん詰・農産保存食品製造業、動植物油脂製造業、精穀・製粉業、砂糖製造業、配合飼料製造業、製茶業、でん粉製造業、一般製材業（日本標準産業分類A-0221素材生産業も含む）、倉庫業（農林水産物の貯蔵を目的とするものに限る）

なお、「貯蔵、処理」とは、集出荷、選果、保管の意味を含むものとする。